公益財団法人　樫山奨学財団　平成28年度春期奨学寄宿舎生募集要項

１．樫山奨学財団（以下「財団」という。）奨学寄宿舎生募集は、海外諸国から来日している私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とする。

２．応募資格

（1）日本以外の国・地域出身の私費外国人留学生で大学院課程在籍者でかつ在留資格「留学」の者

（2）原則として、他の機関から奨学金を受給していない者

（平成28年4月期に東大フェローに推薦予定の者、現在、民間奨学財団に推薦中の者は応募資格のないものとする。）

（3）国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者

（4）日本語による意思伝達が可能である者（初級者可）

３．奨学寄宿舎生と採用人員等

　　1名（203室）（１ルームタイプ、風呂・トイレ、ミニキッチン付　18㎡）

　　所在地：世田谷区代沢3-23-25（最寄り駅は京王井の頭線「池ノ上」徒歩10分程度）

４．奨学寄宿舎の家賃及び入居期間等

　　（1）入居予納金：120,000円（1カ月1室あたりの設備サービス費を10,000円とし、1年分を一括払いする）※月割り等による減額はしない。

　　（2）入居期間：2016年4月1日～2017年3月31日の期間とし、再契約することで１年間延長することができる（財団が認めた場合には、延長については半年間も可能、その場合の予納金は60,000円とする）が、最長2年間とする。

　入居期間中の、各種奨学金への応募は妨げないが、奨学金に採用された者は延長の対象外とする。

※新規入居者は、退去者が宿舎関係者立会いのもと、ルームチェックを行った日から起算して4日後から、入居可能とする。

５．応募方法

　　次の書類を作成し、所属部局を通し、国際部留学生･外国人研究者支援課へ提出すること。

　　（1）民間奨学金調書（英語可）

　　（2）学生証（写）

　　（3）在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書（写）

　　（4）入居申込書（財団様式）

６．提出期限

　　各部局で設定した期限

７．決定及び通知

　　別途定める選考方法によって推薦者を決定し、財団へ申請する。財団の採否結果は、国際部長を経て本人に通知する。

　　推薦者に対して簡単な面接（打合せ）を行います。

８．奨学寄宿舎生の義務

（1）学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。

（2）財団の賃貸借契約及びその他の規定を守り、財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。

（3）上述の義務を怠った場合には退去させることがある。

（4）財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事に積極的に参加すること。

９．問合せ先

　　国際部留学生･外国人研究者支援課生活支援チーム　尾崎

　　内線：22515　[seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp)